

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 1 月 31 日（火）午前 8 時 58 分～午前 10 時 1 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 29 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 1 回市議会定例会の招集期日は、2 月 28 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 29 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計予算 (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。なお、現時点での歳入歳出の総額は 27,516,544 千円で、前年度比 2.7%増である。歳入の不足分については、普通交付税及び市町村総合交付金が当初より多く見込めたことや財政調整基金の積立額や公共施設建設基金からの繰入額の変更によって解消することができた。今後は端数整理等を行い、数値の確定に努める。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 29 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。

- (3) 平成 29 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算
(建設管理担当部長説明)
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
(結 論)
提出議案として決定する。
- (4) 平成 29 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算
(高齢・障害担当部長説明)
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
(結 論)
提出議案として決定する。
- (5) 平成 29 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算
(都市整備部長説明)
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
(結 論)
提出議案として決定する。
- (6) 平成 29 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算
(市民部長説明)
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
(結 論)
提出議案として決定する。
- (7) 武蔵村山市小口事業資金融資基金条例を廃止する条例
(協働推進部長説明)
武蔵村山市小口事業資金融資制度における預託金を廃止することに伴い、武蔵村山市小口事業資金融資基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市小口事業資金融資制度については、預託金を必要としないことから、関連条例を廃止するものである。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）」の施行による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下「番号法」という。）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

番号法第 19 条第 8 号が新設されたことにより、武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第 5 条第 1 項において引用していた番号法第 19 条第 9 号が同条第 10 号に項ずれすることによる改正である。

施行期日は、平成 29 年 5 月 30 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(総務部長説明)

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）」の施行による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下「番号法」という。）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、個人情報保護条例の一部を改正する条例において、番号法の改正により条ずれが生じたため、規定を改めるものである。

2 点目は、個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例において、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能とされたことに伴い、「情報提供等記録」の定義に、独自利用事務の情報連携に係る記録を追加するものである。そして、独自利用事務において、情報提供ネットワ

ークシステムを利用した情報連携における情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び当該情報の提供者又は照会者に対し、書面でその旨を通知することとされたことから、規定を改めるものである。

施行期日は、平成 29 年 5 月 30 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、要介護者を介護する職員について、超過勤務を免除する職員として準用する規定を加える。2 点目は、現在「連続する 6 か月の期間内」としている介護休暇の期間について、3 回を超えず、かつ、合算して 180 日を超えない期間内で分割取得を可能とする規定に改める。3 点目は、要介護者を介護するため、職員が一日の勤務時間の一部について勤務しない介護時間に関する規定を加えるものである。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、「養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている当該児童」を育児休業の対象となる子として条例で定める者として規定する。

2 点目は、「民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家

事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合」を育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情の規定に加える。再度の育児休業が取得できる特別の事由の拡大をするもので、特別養子縁組が成立しなかった場合及び養子縁組が成立することなく、里親委託等の措置が解除された場合を加えるものである。

3 点目は、武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正による介護時間の新設に伴い、部分休業の承認に係る規定に介護時間の承認を受けて勤務しない職員に関する取扱いを加えるものである。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(質 疑)

○ 法律上養子縁組が成立していなくても、実質的に子の面倒を見ている生活実態があれば、職員の育児休暇を認めるということか。

● そのとおりである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

審理員等の求めに応じ出頭した者に対しても実費弁償を支給できるように、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

審理員等の求めに応じ出頭した者に対しても実費弁償を支給できるように、次の者を実費弁償する証人として追加する。

行政不服審査法の規定により審理員及び武蔵村山市行政不服審査会からの求めに応じ出頭した者、武蔵村山市情報公開条例の規定により武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じ出頭した者、武蔵村山市個人情報保護条例の規定により武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じ出頭した者、地方税法の規定により固定資産評価審査委員会の求めに応じ出頭した者である。

施行期日は、公布の日とする。

(質 疑)

○ 今回の実費弁償する証人の追加に至る経緯はどうか。

● 平成 26 年 6 月に公布された改正行政不服審査法が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、この中で、審

理員等は適当と認める者を証人として出頭させることができるという規定がある。本来、法律の施行と同時期に改正するところであるが、証人として出頭させることが一般的にないことから、規定を整備していなかった。現時点でこのような改定をしているのは、26 市中 3 市のみである。本市では見直しを行った結果、改正することに決定したという経緯である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、個人市民税について、住宅ローン控除制度の適用期限を延長する。2 点目は、法人市民税について、消費税率が 10%へ引き上げられた際に法人市民税法人税割の税率を引き下げる。3 点目は、軽自動車税について、消費税率が 10%へ引き上げられ、自動車取得税が廃止された際に新たに環境性能割を創設し、現行の軽自動車税は軽自動車税種別割とする。グリーン化特例（軽課）の適用期間を 1 年間延長する。そして、その他所要の規定の整備を行う。

施行期日は、公布の日からとする。ただし、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日、法人市民税及び軽自動車税種別割への改正規定は平成 31 年 10 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市立地区集会所設置条例の一部を改正する条例

(協働推進部長説明)

市民の集会等の用に供する施設の充実を図るため、新たに武蔵村山市立さいかち公園地区集会所を設置することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、別表第 1 に、名称「武蔵村山市立さいかち公園地区集会所」位置「武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 2」を加える。

別表第 2 に、施設名「さいかち公園地区集会所」「会議室」「和室」、使用時間に応じた使用料を加える。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。ただし、準備行為に関する規定は同年 3 月 16 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月 1 日から行うことから、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、条例中の「介護予防通所介護」を「第 1 号通所事業」に改め、併せて規定の整備を行う。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月 1 日から行うことから、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、条例中の「介護予防通所介護」を「第 1 号通所事業」に改め、併せて規定の整備を行う。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月 1 日から行うことから、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、条例中の「介護

予防通所介護」を「第 1 号通所事業」に改め、併せて規定の整備を行う。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

なお、関係条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行等に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第 6 条第 3 項中「第 8 項」を「第 7 項」に、「第 9 項」を「第 8 項」に改め、同条第 4 項中「第 8 項」を「第 7 項」に、「第 9 項」を「第 8 項」に改める。

別表第 1 備考 2 第 3 号中「規定する小学校」の次に「(同法第 49 条の 5 に規定する義務教育学校の前期課程を含む。)」を加え、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第 2 備考 3 第 3 号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(質 疑)

○ 提案理由のうち、「法律の施行等に伴い」の「等」は何を指すのか。

● 義務教育学校の規定がされた学校教育法の改正である。

○ 学校教育法の改正は「法律の施行等」という表現は適さないとと思われる。

● 文書情報課と調整する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

児童福祉法の里親に関する規定の改正に伴い、武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例における第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項第 3 号中「法第 6 条の 4 第 1 項に規定する」を「法第 6

条の 4 に規定する」に改める。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

児童福祉法の里親に関する規定の改正に伴い、武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例における第 3 条第 2 項第 3 号中「法第 6 条の 4 第 1 項に規定する」を「法第 6 条の 4 に規定する」に改める。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(質 疑)

○ (15)から(17)については、関係条例をまとめて整理条例として提案するとのことであったが、(19)及び(20)も整理条例となるのか。

● 文書情報課と調整する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

平成 29 年 1 月 17 日付武蔵村山市国民健康保険運営協議会答申「平成 29 年度国民健康保険税率等について（答申）」に基づき、税率等を改定する。

所得割については、基礎分を 5.02%から 5.20%に、後期支援金分を 1.48%から 1.68%に、介護納付金分を 1.40%から 1.60%に改定する。資産割については基礎分のみで 10.00%から 5.00%に改定する。均等割については、基礎分を 20,000 円から 24,000 円に、後期支援金分を 10,000 円から 11,200 円に、介護納付金分を 13,500 円から 14,600 円に改定する。平等割については基礎分のみで 5,200 円から 2,600 円に改定する。限度額についてはいずれも改正せず、基礎分 540,000 円、後期支援分 190,000 円、介護納付金分 160,000 円である。

改定率は 6.08%で、平均 4,658 円増の見込みである。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

(協働推進部長説明)

小口事業資金融資基金条例を廃止すること等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は第 3 条（預託金額等）小口事業資金融資基金条例の廃止に伴い、規定を削除する。2 点目は第 4 条（融資の種類等）創業資金の新設及び融資の期間の延長等の規定を整備する。3 点目は第 5 条（融資の対象）全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」の要件に合わせるため、規定を整備する。4 点目は第 6 条（融資の要件）創業資金の要件の追加等を行う。

施行期日は、1 点目は平成 29 年 4 月 1 日、2 点目から 4 点目までは周知期間をとる必要があることから平成 29 年 7 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長提出)

水洗便所改造資金助成事業を廃止することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市下水道条例第 16 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項を削除する。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、補正として、歳入については各種交付金の確定通知に基づく補正、歳出については不用額の補正が主である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 平成 28 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、補足として、医療給付費の約 3 億円の減に伴う国の法定負担分が約 2 億円の減、国保税が被保険者の減による約 1 億円の減、その他繰入が年間合計で 7 億 7,500 万円となる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 平成 28 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 平成 28 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 平成 28 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(29) 平成 28 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第

3号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(30) 温泉施設大規模改修工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は192,024千円、工事概要は温泉施設大規模改修工事で、温泉施設(地下1階、地上1階建て延床面積1,959.87㎡)について、ろ過設備、空調換気設備等の更新及び部分改修、屋根及び内外装改修、休憩室の一部を多目的ルームに改修、人工炭酸泉設備の新設に伴う建築・電気設備・機械設備工事一式である。工期限は議決のあった日の翌日から平成29年7月31日までである。

(結論)

提出議案として決定する。

(31) 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の一部変更について

(総務部長説明)

立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の委託契約の契約金額及び委託期間を一部変更する必要があるので、本案を提出する。

契約金額については、「12,201,700,000円」を「12,780,767,000円」に変更する。委託期間については、「平成14年3月7日から平成32年3月31日まで」を「平成14年3月7日から平成37年3月31日まで」に変更する。請負者は、公益財団法人東京都都市づくり公社である。

(質疑)

○ 契約金額が約5億8千万円増加しているが、主な理由は何か。

● 事業期間を5年間延長したことに伴う人件費等及び工事費用の増加である。

(結論)

提出議案として決定する。

(32) 武蔵村山市民会館の指定管理者の指定について

(企画財務部長説明)

武蔵村山市民会館の指定管理者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 762 条第 1 項の規定により新設分割した会社に指定管理業務を継承させることから、承継する会社を新たに指定管理者として指定する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民会館、所在地は武蔵村山市本町一丁目 17 番地の 1、指定管理者の名称は株式会社ケイミックスパブリックビジネス、主たる事務所の所在地は東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号、代表者は代表取締役 橋本 鉄司である。

指定の期間は、平成 29 年 4 月 3 日から平成 30 年 3 月 31 日までである。

なお、今回の指定は武蔵村山市民会館の指定管理者である株式会社ケイミックスが平成 29 年 4 月 3 日付で会社分割により、株式会社ケイミックスパブリックビジネスに権利義務を承継するためである。

(質 疑)

○ 指定管理者の指定の議案については、新たに指定する際も本議案と同じ議案名である。今回は今までの指定管理者を変更する形になるので、議案名を変える必要があるのではないか。

● 地方自治法上には会社分割に伴う事業継承についての規定はないことから、他市の議案名を確認したところ、同じ議案名であった。ただし、提案理由には詳細を記載する。

○ 提案理由に、「継承」と「承継」の両方の記載があるが、同じ意味で使用しているようなので、統一した方がよいのではないか。

● 修正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 8 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。税連動交付金等の確定に伴う補正を予定している。なお、議会最終日の追加予定とする。

	<p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>【諮問事項】</p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>人権擁護委員が平成 29 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までである。</p> <p>なお、本案は追加予定で、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員 原田美智子 氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 1 回市議会定例会の招集期日について 第 1 回市議会定例会の招集期日は 2 月 28 日（火）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）